

# かみしほろ

## 地域福祉実践プラン

第7期 上士幌町地域福祉実践計画

〈素案〉

(令和8年度～令和12年度)

〈基本目標〉

地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくりをめざす



令和8年3月

社会福祉法人 上士幌町社会福祉協議会

# 目 次

はじめに	社会福祉法人 上士幌町社会福祉協議会 会長 馬 場 久 男	1
第1章 計画のねらい		
1 計画策定の背景		2
2 計画策定の目的		2
3 計画策定の位置づけ		2
4 計画の期間		2
第2章 地域福祉の現状と課題		
1 上士幌町における地域福祉の現状と課題		3
2 上士幌町社会福祉協議会の現状と課題		3
第3章 計画の基本的な考え方		
1 基本目標		5
2 基本計画		5
3 計画の体系図		8
第4章 地域福祉実践計画 実施計画書		
基本計画1 問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化		9
基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、包括的に解決していくための支援体制づくり		12
基本計画3 まちづくりに関わる多様な推進体制とのネットワークの強化		15
基本計画4 地域づくりを主体的に担う仕組み及び人づくり		16
基本計画5 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり		20
第5章 計画の推進		
1 推進体制の概要		23
2 計画の周知		23
3 計画の進行管理と評価		23
【参考資料】		
1 第7期上士幌町地域福祉実践計画の策定経過		25
2 第7期上士幌町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱		26
3 第7期上士幌町地域福祉実践計画策定委員会委員名簿		27

## はじめに

社会福祉法人上士幌町社会福祉協議会は、昭和57年7月に社会福祉法人として設立認可を受け、令和8年で44年目を迎えます。この間、地域福祉を推進する中核的な組織として、行政、関係機関・団体と連携し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を推進してまいりました。

地域福祉を取り巻く状況は、人口減少・少子高齢化が進むなか、町内会加入率の減少、民生委員児童委員や地域活動者の担い手不足などの課題がある一方で、住民からの福祉ニーズは多様化・複雑化しております。

また、物価高による住民生活への影響も大きいなか、孤独死、社会的孤立、老々介護、ひきこもり、ケアラー問題、8050問題など地域生活課題が広がっています。

こうした社会の変化を受け、国においては、孤独・孤立対策推進法、道においては、北海道ケアラー支援条例を制定いたしました。また、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度における生活支援体制整備事業の創設、成年後見制度の利用促進、さらには包括的支援体制構築のための方策として重層的支援体制整備事業を法定化するなど地域福祉の施策が進んでいます。

これらの福祉課題に対応するためには、行政はもとより、地域福祉を担う社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア、地域住民などのネットワークが重要であり、地域住民が自ら住んでいる地域の福祉のあり方について考え、共に支え合い、助け合う関係を築き、より一層「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を進めることができると求められているところであります。

そのために、社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、地域福祉のるべき姿や地域住民の多様な福祉ニーズに応えるため、町が策定した第5期上士幌町地域福祉計画と連携し、第7期上士幌町地域福祉実践計画（令和8年度から令和12年度）を策定しました。

本協議会としては、この計画の推進に全力をあげて取り組んでまいりますが、町民の皆さんをはじめ、関係機関・団体など多くの方々のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人  
上士幌町社会福祉協議会  
会長 馬場 久男

# 第1章 計画のねらい

## 1 計画策定の背景

少子高齢化が加速する中で、核家族化の進行、地域意識の希薄化などにより、家庭や地域で支え合うことが弱まりつつあります。また、令和12年（2030年）には、団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護需要が急増、生産年齢人口の減少による社会保障費用の急増や人材不足、施設不足などの問題から医療・介護サービスの需給バランスが崩れる恐れがあります。

こうした背景で、高齢者のみの世帯、特にひとり暮らし高齢者の増加、高齢者の孤独・孤立や引きこもり、認知症高齢者の介護や生活支援問題、悪質消費者被害や振り込め詐欺等の被害、災害への備えと災害発生時の要援護者支援などの課題が増加してきています。こうした中で、住民の生活ニーズは多種多様なものとなってきており、従来の公的福祉サービスのみでは対応ができなくなっています。

地域社会における様々な生活課題に対応することは、支援を要する方が地域でその方らしい生き方を全うすると同時に、支援する方も地域での活動を通して自己を実現することであり、地域住民が時と場合に応じて「支え、支えられる」という支え合いの関係を構築することが求められています。

このような中で、基本的な福祉のニーズは公的福祉サービスで対応することを原則として、地域における身近な生活ニーズに対応するため、住民が主体的に参加し地域における「新たな支え合い」を強化することが重要となってきています。

このことを踏まえ、地域住民、行政、関係機関・団体などがどのように連携・協働しながら「地域の福祉力」を高めるかを課題としてとらえ、「お互いが支え合い助け合える地域づくり」を指針とし、地域福祉活動推進の具体的な計画として策定いたしました。

## 2 計画策定の目的

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」ことが住民一人ひとりの願いです。家族や隣近所、地域の人々がともにふれあい・支え合う福祉のまちづくりを目指します。

## 3 計画策定の位置づけ

上士幌町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」は、住民、ボランティア、福祉団体などとの協働をもとに実践する具体的な行動計画です。

上士幌町の計画（地域福祉計画や福祉個別計画）と整合性を図りながら、連携や協働そして役割分担を図ることで地域福祉を推進します。

## 4 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間です。

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 1 上士幌町における地域福祉の現状と課題

上士幌町も超高齢社会に入り、令和7年1月1日時点で人口4,758人（住民基本台帳人口）、そのうち65歳以上の高齢者は1,650人で高齢化率は34.1%となっています。

一方で、65歳以上の高齢者のうち、介護を必要とする要介護・要支援認定者は、上士幌町の令和7年4月1日時点での認定者数は309名、認定率は18.8%となっています。近年は横ばい状態となっており、元気な高齢者が比較的多い地域であるといえます。

現在、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

国は、介護保険制度維持・財源確保のため、制度改正により地域で支え合う体制づくりを推進しており、少子高齢化・人口減少が進む中、地域福祉を担う人材不足も課題となっています。

今後増加すると予想される認知症高齢者の在宅支援、経済問題など日常生活上の課題は多く、福祉サービスをはじめ地域資源の充実が求められます。「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」ための地域福祉づくりとともに、地域福祉を支える人づくりが必要と考えます。

### 2 上士幌町社会福祉協議会の現状と課題

上士幌町社会福祉協議会は、昭和57年7月に社会福祉法人として設立認可を受け、地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を推進することを使命として、地域福祉活動を展開しています。

平成12年4月からは介護予防を含む在宅介護のプラン作成を行う、「居宅介護支援事業所」の認可を受け現在に至っています。

事務局職員（令和8年3月現在）は、事務職4名、再雇用職員1名、嘱託職員1名、介護支援専門員1名のほか、福祉有償運送運転手、登録ヘルパーの運用も行いながら利用者等への対応をしています。

社会福祉協議会は、「住民参加・協働による福祉社会の実現」「地域における利用者本位の福祉サービス」「地域の福祉ニーズに応じた情報提供」「地域に根ざし、関係機関・団体との連携強化」を進める総合的な支援体制の強化を目指していますが、まだまだ多くの課題をかかえている現状にあり、地域住民の社会福祉協議会活動へ

の理解と協力を必要としています。そこで、新たな地域福祉課題に対応するため、これまでの取り組み、事業の見直し点検を行うとともに、組織体制の強化を図りながら、運営基盤を確立していく必要があります。そのためには、地域課題に適合した「小地域福祉活動」を核とした福祉活動の展開とボランティア活動の推進、地域ニーズに基づく質の高い在宅福祉サービスの提供が求められています。

地域における福祉ニーズは多様化し、社会福祉協議会には福祉専門職並びに福祉関係者を繋ぎ広めていくという、地域福祉のネットワークづくりの中核としての役割が期待されており、地域といかに密着していくかがこれから課題です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

#### 「地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくりをめざす」

地域共生社会の実現のため、これまでの社会福祉協議会活動の実績を踏まえつつ、多様なニーズや複雑・困難化する生活課題等に対して、幅広い社会資源の連携・ネットワーク強化と社会福祉協議会活動の更なる充実に取り組みながら、全ての住民参加による地域福祉を推進することにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

北海道社会福祉協議会全道共通目標として設定していることも踏まえ、「地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくりをめざす」を基本目標として、「かみしほろ地域福祉実践プラン」（第7期上士幌町地域福祉実践計画）を推進します。

### 2 基本計画

基本計画は、基本目標の実現をめざし、次の5つの基本計画を定め必要な事業や活動を展開していきます。

#### 基本計画1

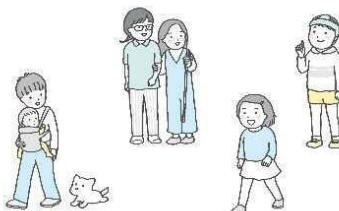
##### 【問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化】

地域福祉を推進するため、地域住民の困りごとなど、地域の課題やニーズを共有し、住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができるまちづくりを推進していく必要があります。

そのためには、地域住民が共通の意識のもとに、問題の発見の把握に努め、社会福祉協議会並びに関係機関・団体、地域全体で共有・協議し、解決していく仕組みづくりを、小地域福祉活動をとおして推進します。

#### 重点推進項目

- (1) 地域課題の把握と支援体制の充実による安心の確保
- (2) 高齢者が気軽に集うことのできる「いきいきサロン」の充実
- (3) 防災並びに避難行動要支援体制の整備



## 基本計画2

### 【住民一人ひとりの生活課題を受け止め、包括的に解決していくための支援体制づくり】

誰もが地域で安心・安全に、自立した生活ができるように、各種サービスが包括的に解決していくため、誰もが必要な時に必要なサービスが受けられる支援体制づくりを推進します。

#### 重点推進項目

- (1) 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備
- (2) 地域での自立生活を促進する経済的支援
- (3) 総合相談機能強化による潜在的ニーズの把握と対応
- (4) 介護保険サービス等の質と量の確保



## 基本計画3

### 【まちづくりに関わる多様な推進体制とのネットワークの強化】

地域で地域包括ケア体制を構築するため、福祉のまちづくり（地域福祉）における推進においてネットワークの強化は必要不可欠であり、属性を問わない複合的な課題に対し、各分野の相談機関と協働して課題解決に向けた事業展開に努めます。

#### 重点推進項目

- (1) 地域包括ケア体制及び重層的支援体制整備事業の推進

## 基本計画4

### 【地域づくりを主体的に担う仕組み及び人づくり】

希薄化した地域住民のつながりを取り戻し、孤独・孤立しがちな方々を支援するため、身近な地域住民の参加・行動による福祉活動の充実が必要です。

こどもから高齢者まで、すべての地域住民に対する福祉教育を進め、様々な地域福祉活動を支えるボランティアなどの担い手を発掘、育成し、主体的に担う仕組みづく

りを推進します。

### 重点推進項目

- (1) ボランティアセンター機能の充実強化
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 福祉関係団体に対する協力・支援



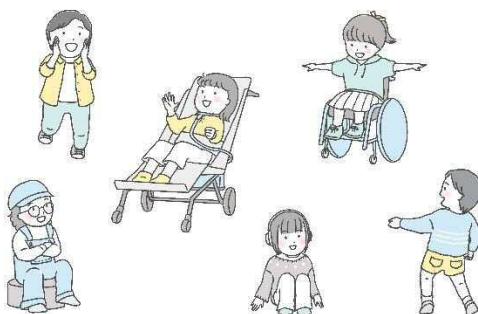
### 基本計画 5

#### 【課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり】

地域福祉を推進するための中心的組織にふさわしい社会福祉協議会の組織体制の確立と基盤の強化に努めるとともに、地域住民のニーズや意向把握、情報提供に努め、解決していくための組織づくりを目指します。

### 重点推進項目

- (1) 社会福祉協議会の基盤づくり
- (2) 町・関係機関との連携
- (3) 組織と役職員の資質向上



### 3 第7期 上士幌町地域福祉実践計画の体系図

【基本目標】

【基本計画】

【重点推進項目】

【実施計画】

地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくりをめざす

1 問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化

1) 地域課題の把握と支援体制の充実による安心の確保

- ① 社協事業によるニーズの把握及び対応
- ② 町内会との連携によるニーズの把握及び対応
- ③ 福祉関係団体等からの課題の把握
- ④ 小地域ネットワーク事業の拡充

2) 高齢者が気軽に集うことのできる「いきいきサロン」の充実

- ① ふれあいサロンの拡充
- ② 住民主体の地域サロンへの支援
- ③ 介護予防運動やサークル活動による社会参加、介護予防の推進
- ④ 孤独・孤立のリスクを抱える人への支援

3) 防災並びに災害時要援護者支援体制の整備

- ① 自主防災組織の立ち上げの協力
- ② 災害支援ボランティアの育成と登録
- ③ 防災訓練の実施協力
- ④ 地域における避難行動要支援者対策
- ⑤ 災害ボランティアセンターの円滑な運営

2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、包括的に解決していくための支援体制づくり

1) 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備

- ① 在宅介護者支援の実施
- ② 介護支援サービス事業の実施
- ③ 権利擁護事業の推進
- ④ 権利擁護センターの運営

2) 地域での自立生活を促進する経済的支援

- ① 福祉資金貸付事業の実施
- ② 生活福祉資金貸付事業の促進
- ③ 生活困窮者支援事業の推進

3) 総合相談機能強化と潜在的ニーズの把握と対応

- ① 総合相談・心配ごと相談事業の実施
- ② 虐待事例対応体制の整備
- ③ 振り込め詐欺、消費者被害防止の啓蒙

4) 介護保険サービス等の質と量の確保

- ① 居宅介護支援事業の実施
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ③ 介護従事者・協力者の人材育成、発掘の協力

3 まちづくりに関わる多様な推進体制とのネットワークの強化

1) 地域包括ケア体制及び重層的支援体制整備事業の推進

- ① 地域包括ケア体制の構築
- ② 重層的支援体制整備事業の推進
- ③ 町内関係機関とのネットワークの強化

4 地域づくりを主体的に担う仕組み及び人づくり

1) ボランティアセンター機能の充実強化

- ① ボランティアセンター機能の充実強化
- ② ボランティア受給調整システムの構築
- ③ ボランティア養成研修事業の推進
- ④ 地域福祉活動リーダー研修の実施
- ⑤ ボランティア活動の支援
- ⑥ 介護予防ボランティアポイント制度の実施協力
- ⑦ ボランティアの交流の場の開催

2) 福祉教育の推進

- ① 福祉教育事業の推進
- ② ボランティアの発掘・研鑽・組織化
- ③ シニア世代の活躍促進
- ④ 総合支援体制整備事業の推進

3) 福祉関係団体に対する協力・支援

- ① 共同募金委員会事務局の運営
- ② 福祉団体に対する協力・支援

5 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

1) 社会福祉協議会の基盤づくり

- ① 社協の会費等確保による運営基盤づくり
- ② 共同募金委員会との連携による共同募金制度の理解促進
- ③ 中長期的な財政計画の検討と実践計画の推進
- ④ 広報等による普及・啓発
- ⑤ 評価と分析

2) 町・関係機関との連携

- ① 行政との連携
- ② 関係機関や団体との連携

3) 組織と役職員の資質向上

- ① 役員会等の開催
- ② 役職員の計画的な研修会参加
- ③ 事務局体制の充実
- ④ 職員の情報共有と資質向上

## 第4章 地域福祉実践計画 実施計画書

### 基本計画1 問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化

#### 1 地域の課題把握と支援体制の充実による安心の確保

「社会情勢の変化やニーズの多様化に対応するため、地域に潜在化する生活課題を多様な方法で継続的に把握し、関係機関・団体や地域住民と連携して解決に努めます。また、少子高齢化や孤立・孤独の進行を踏まえ、要援護者等の見守り・支援体制を関係機関と協力して充実させ、安全に暮らせる地域づくりを推進します。」

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 社協事業によるニーズの把握及び対応	小地域福祉活動、在宅福祉サービス、権利擁護センター、ケープランセンター、心配ごと相談など、社協が実施する各種事業を通して、ニーズの把握に努め、その対応を考え行動します。	単独		○	○	○	○	○
② 町内会との連携によるニーズの把握及び対応	小地域活動などの中から、地域で抱える課題やニーズの把握に努め、その対応をともに考え行動します。	単独	行政 町内会	○	○	○	○	○
③ 福祉関係団体等からの課題の把握	高齢者や障がい者などで組織される当事者団体や法人（社会福祉・医療・NPO等）、福祉関係団体（民協等）から、懇談等により課題やニーズの把握に努めます。	単独	民協 福祉団体	○	○	○	○	○
④ 小地域ネットワーク事業の拡充	住民の方が住んでいる日常生活圏域の小地域において、住民間の交流や助け合いによる「つながり」ができる仕組みづくりについて、住民主体で行う「小地域福祉活動」を全地域で実施するため、支援体制の充実に努めます。	単独	行政 町内会	○	○	○	○	○

#### 2 高齢者が気軽に集うことのできる「いきいきサロン」の充実

地域における人と人とのつながりが希薄となり、相互扶助機能が低下してきています。このような状況の中、地域における「新たな支え合い・共助」の領域を拡大・強

化することが求められています。このため、地域全体で助け合い・支え合うという、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを図るため、住民による「地域サロン」の支援を強化するとともに、誰もが気軽に参加できるサロン事業の充実や世代間交流サロンの推進に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① ふれあいサロンの拡充	高齢者や障がい者、子育て中の 人など、誰もが気軽に参加できる 場所の提供と、高齢者とこどもた ちが交流・ふれあいのできる場所 の提供に努めます。	単独	行政 ボラン ティア	○	○	○	○	○
② 住民主体の地域 サロンへの支援	地域で生活している方々がふ れあいを通して仲間づくりの輪 を広げ、生きがいや社会参加を促 進する「地域サロン」に対し、運 営の補助やサロン支援ボランテ ィアの養成を行います。	単独	行政 町内会 ボラン ティア	○	○	○	○	○
③ 介護予防運動や サークル活動に による社会参加、介 護予防の推進	ふれあいサロンや地域サロン での介護予防運動（ふまねっとや ガンバルーン体操等）の普及のた めの指導や、地域への指導者派遣 等を行うとともに、サークル活動 の協力を受け、サロンで体験をす ることにより、サークル活動への 参加による社会参加を促し、介護 予防を行います。	単独	行政 町内会 ボラン ティア	○	○	○	○	○
④ 孤独・孤立のリス クを抱える人へ の支援	犯罪や非行をした人が、地域の一 員として受け入れられる居場 所づくりを進めます。また、福祉 的な課題を抱える方を地域のサ ロン活動、支援者へつなげ見守 り体制の支援を行います。	単独	行政 地域 ボラン ティア	○	○	○	○	○

### 3 防災並びに避難行動要支援体制の整備

防災について、行政、社協、住民がそれぞれ担うべき役割を確認し、防災の備えや災害時に迅速な対応ができる体制の整備が必要です。このため、避難行動要支援者に対する支援活動が迅速にできるよう、行政や関係機関と連携し、自力避難が困難な方の安否確認や災害時ボランティア活動などの支援体制づくりを推進します。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 自主防災組織の立ち上げの協力	町と協働し、行政区の自主防災組織の設置及び育成に努め、「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の意識と連携に基づいて結成される防災組織の立ち上げ支援を行います。	単独	町内会	○	○	○	○	○
② 災害支援ボランティアの育成と登録	災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、町や日本赤十字社などの関係機関・団体と連携し、災害ボランティアの育成と登録の促進を図ります。	単独	町内会 ボランティア	○	○	○	○	○
③ 防災訓練の実施協力	町と連携して、要援護者やその家族及びボランティア等関係者への防災意識の啓蒙普及に努めるとともに、防災体験研修等の実施、地域の防災訓練の支援を推進します。	共同	町内会	○	○	○	○	○
④ 地域における避難行動要支援者対策	要配慮者の支援を円滑に行うことを目的に、町地域防災計画の災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、社会福祉協議会は避難支援等関係者として、町、民生委員児童委員等と連携を図り、要配慮者の情報共有、避難誘導等の防災体制の整備に努めます。	単独	行政 民協 町内会	○	○	○	○	○
⑤ 災害ボランティアセンターの円滑な運営	大規模災害発生時に、町と協議して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げます。また、災害ボランティアの受給調整等、円滑な運営が行えるよう、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを随時更新するとともに、感染予防対策を施して適切な設置・運営を行います。	単独		○	○	○	○	○

## 基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、包括的に解決していくための支援体制づくり

### 1 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備

高齢者福祉や障がい者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきています。このため、家族介護者への支援や要援護者の外出支援サービス等の充実を図ります。

また、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、サービス資源をうまく使えない、日常の生活費の管理や財産管理ができない方々が増えることが予想され、権利擁護の取り組み強化が求められています。

このため、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努めるとともに、制度の普及啓蒙に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 在宅介護者支援の実施	家族介護者（高齢者を在宅で介護している家族）が、日頃介護をしている中で困難に感じていること等について、相談・援助を行い、適切なサービスや制度の利用につなげ、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	共同	行政 福祉事業者	○	○	○	○	○
② 介護支援サービス事業の実施	日常生活における外出手段の確保や通院等の移動サービスの提供、簡易な日常生活支援サービスの推進を行い、長く在宅で生活できるように努めます。	単独	行政	○	○	○	○	○
③ 権利擁護事業の推進	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の日常生活の相談や金銭管理を行う日常生活自立支援事業、成年後見（法人後見）事業の推進を行い、長く在宅で生活できるように支援します。	委託 単独	行政 道社協	○	○	○	○	○

④ 権利擁護センターの運営	中核機関として、福祉・金融・法律など幅広い分野のネットワークを構築し、制度の利用促進を目指します。成年後見制度の啓蒙、相談や申立手続き支援を推進するとともに、市民後見人の養成・フォローアップ研修を行います。また、専門職後見人、市民後見人、親族後見人などの後見活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。	委託	行政	○	○	○	○	○	○

## 2 地域での自立生活を促進する経済的支援

地域には、様々な生活環境にある住民が暮らしています。また、経済状況の悪化により生活困窮などの生活課題を抱える人々が増加傾向にあります。全ての住民が安心して自立した生活を送ることができるよう支援するため、不時の出費や緊急時に応える各種貸付及び給付等による経済的支援と、困窮世帯に対する相談支援に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 福祉資金貸付事業の実施	緊急又は不時の出費を要する応急資金の貸付については、町や民生委員児童委員との連携により、制度の普及・活用及び生活困窮世帯に対する相談・支援に努めます。	単独	行政 民協	○	○	○	○	○
② 生活福祉資金貸付事業の促進	道社協の生活福祉資金貸付事業に協力し、一時的に生活に困窮している要援護者や離職者の自立支援を図るため、町や民生委員児童委員と連携し、生活困窮世帯に対する相談・支援に努めます。また、自立相談支援事業所とも連携し、物価高騰や失業等により、緊急一時金の貸付が増えているため、適切な相談援助、支援を行います。	実施協力	道社協 行政 民協	○	○	○	○	○
③ 生活困窮者支援事業の推進	一時的に生活困窮になった方々に、北海道フードバンクによ	単独	行政 民協	○	○	○	○	○

	る食糧支援や、歳末助け合い募金を原資とした物資を提供し、地域の困窮世帯への支援を行います。							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

### 3 総合相談機能強化と潜在的ニーズの把握と対応

地域には、福祉課題や生活課題などを抱えて暮らしている方々がいます。地域住民が安心して生活ができるよう、相談窓口を通して問題解決に向けた対応を行い、必要に応じて関係専門機関の紹介を行います。また、関係機関と連携しながら問題解決を図り、総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 総合相談・心配ごと相談事業の実施	日常生活を送る上で抱えていいる様々な不安や課題に対する相談に応じ、適切な助言援助を行うとともに、関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	単独	行政関係機関	○	○	○	○	○
② 虐待事例対応体制の整備	近年の社会問題である虐待事例について、関係機関と連携しながら相談支援に努めます。	協力	行政民協	○	○	○	○	○
③ 振り込め詐欺、消費者被害防止の啓蒙	高齢者や障がい者などを対象とした振り込め詐欺や消費者問題に対する被害防止のため、社協だよりや地域見守り安心メール配信を活用した啓蒙に努めます。	共同	行政	○	○	○	○	○

### 4 介護保険サービス等の質と量の確保

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護を社会全体で支えるという理念のもとに作られています。高齢者が尊厳ある生活を送るために、何よりもその人の主体性が尊重されなければなりません。認知症やその他の障がいを有していても、地域で安心してその人らしい生活を自分の意思で送ることができるよう支援します。また、地域の規範となるサービス事業者を目指し、介護支援専門員の資質向上・育成及びニーズに即応できる体制の構築に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 居宅介護支援事業の実施	利用者がその居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、ケアプラン	単独	行政介護	○	○	○	○	○

	に基づき専門性を活かした効果的なサービス提供に努めます。		事業者						
② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護保険法をはじめとする社会福祉に係る各種制度改正に迅速に対応し、「地域包括ケア」の時代に即し、地域の特性に応じた新たなサービス提供体制整備に取り組みます。	単独	行政	○	○	○	○	○	
③ 介護従事者・協力者的人材育成、発掘の協力	介護従事者・協力者的人材育成、発掘のため、学生の頃から問題意識や関心を持ってもらうなど、資格の有無に関係なく、介護業務に関心のある人に対し、関係機関と連携して新たな介護人材の育成・発掘を推進します。	共同	行政 福祉事業者	○	○	○	○	○	

### 基本計画3 まちづくりに関わる多様な推進体制とのネットワークの強化

#### 1 地域包括ケア体制及び重層的支援体制整備の推進

地域で地域包括ケア体制を構築するためには、公的な介護サービスに限らず、福祉や医療サービス、ボランティアや地域住民の方々とのつながりや多職種による連携と協働が必要です。福祉のまちづくり（地域福祉）における推進においてネットワークの強化は必要不可欠であり、属性を問わない複合的な課題に対し、各分野の相談機関と協働して課題解決に向けた事業展開に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 地域包括ケア体制の構築	町、地域包括支援センター等と協働し、町の地域包括ケア推進に努めます。	共同	行政	○	○	○	○	○
② 重層的支援体制整備事業の推進	必要な支援が届いていない人、支援を求めることができない人に支援を届けるため、支援関係機関や地域住民と連携し、相談者の課題解決に向けた情報収集を行い継続的な支援に努めます。また、世代や属性を越えて交流できる居場所づくりを進めます。	共同	行政 地域支援関係機関	○	○	○	○	○
③ 町内関係機関と	政策的協議の場である地域福	共同	行政	○	○	○	○	○

のネットワークの強化	祉連携会議等を通して、医療機関、介護サービスを運営する法人、商工会、まちづくり会社、町と地域課題を共有し、それぞれの機関・団体等が担うべき分野での業務を遂行し地域福祉推進を図ります。また、実務者レベルの地域ケア会議や地域包括支援センター運営協議会等において、多様化する生活支援ニーズや介護サービスに対しネットワークにより対応を行います。 あらたに、再犯防止の推進についても町や関係団体と連携を進めます。		地域支援関係機関						
------------	--	--	----------	--	--	--	--	--	--

#### 基本計画4 地域づくりを主体的に担う仕組み及び人づくり

##### 1 ボランティアセンター機能の充実強化

ボランティアセンターは、ボランティア活動を始めてみたい人とボランティア活動の支援を求めている人との調整を行うとともに、ボランティア活動をしている人やグループの活動の拠点となるべく重要な役割を持っています。そのためには、ボランティアに対する情報の収集と発信を行い、各関係団体との連携を強化し、ボランティアセンター機能の充実強化に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① ボランティアセンター機能の充実	運営委員会の活性化と関係機関との連携強化を図るとともに、ボランティアに対する情報の収集と発信を行い、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを目指し、ボランティアセンター機能の充実強化に努めます。	単独	行政 ボランティア団体	○	○	○	○	○
② ボランティア受給調整システムの構築	活動支援ニーズとボランティア活動者の登録のバランスが無くては需給調整は成り立たないため、支援ニーズとして上がって	共同	まちづくり会社	○	○	○	○	○

	きた事に対し、登録者とのマッチングを行うボランティア受給調整システムを構築するとともに、双方の発掘・登録を図ります。								
③ ボランティア養成研修事業の推進	地域において、地域住民やボランティアなどの協力による福祉活動が求められており、潜在化している人材の発掘やボランティア活動へのきっかけづくりなど、養成研修事業を推進します。	単独	行政	○	○	○	○	○	
④ 地域福祉活動リーダー研修の実施	地域福祉活動を推進していくための推進役となるリーダーの育成を図るため、町内会活動研修等を始めとする各種研修会への参加や地域での研修会を開催します。	単独	町内会	○	○	○	○	○	
⑤ ボランティア活動の支援	安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア保険への加入やボランティア団体への活動助成など、活動環境の整備・推進を行います。	単独		○	○	○	○	○	
⑥ 介護予防ボランティアポイント制度の実施協力	高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するとともに、地域住民の相互の交流が促進され、生きいきとした地域社会となることを目的とした介護予防ボランティアポイント制度の実施に協力します。	共同	行政	○	○	○	○	○	
⑦ ボランティアの交流の場の開催	ボランティア活動の輪が広げられるよう、ボランティア団体や個人で活動している方々の意見交換や情報収集、理解・交流のため、ボランティア交流会や懇談会等を開催します。	単独	行政 ボランティア団体	○	○	○	○	○	

## 2 福祉教育の推進

生活ニーズのある多くの地域住民との出会いやふれあいの中から、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を自ら導き出す「共に生きる力を育む」ことが大切です。学校や福祉関係者との連携のもとに、多くのこどもたちに障がいのある方や高齢者の暮らしや地域の福祉課題、生活について学ぶ機会を提供するとともに、ボランティア体験学習やボランティア活動に参加することにより、「福祉の心」を育てる福祉教育の推進に努めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 福祉教育事業の推進	小・中学校生及び高校生を対象として、日常生活では学びにくいボランティアへの理解や福祉への関心を高めるきっかけづくりとして、異世代交流や当事者との関わり、ボランティア実践者等との協働、福祉施設での体験により、児童・生徒にボランティア体験や福祉学習等、高齢者・障がい者への理解を深めることができますように福祉教育を推進します。	単独	行政 教育委員会 学校 福祉関係事業所	○	○	○	○	○
② ボランティアの発掘・研鑽、組織化	福祉ボランティア活動に参加したいと考えている方の発掘のため、ボランティアとしての基礎知識や福祉活動に関する研修会（ボランティアスクール）等を開催するとともに、ボランティア団体の組織化を図ります。	単独	行政	○	○	○	○	○
③ シニア世代の活躍促進	町のキャッチフレーズでもある「生涯活躍のまち上士幌」を推進するため、年齢に関係なく元気なうちは、これまで培ってきた専門的な技術、知識等を引き続き活かすことができるような社会の創造に資するため、就労やボランティア等、多様化・専門化しつつあるニーズに即応していく地域づくりを推進します。	共同	行政 福祉関係事業所 まちづくり会社	○	○	○	○	○

④ 総合支援体制整備事業の推進	町が進める総合支援体制整備事業を推進するため、町・まちづくり会社と連携協力しながら展開し、協議体の運営協力、支援体制の構築を行います。	共同 委託	行政 まちづ くり 会社	○	○	○	○	○
-----------------	---	----------	-----------------------	---	---	---	---	---

### 3 福祉関係団体に対する協力・支援

地域に根ざした相互援助社会の構築に向け、高齢者、障がい者等の支援を目的とした地域における在宅福祉活動の推進を図るという民間福祉活動の原則にしたがい、各福祉団体への支援を通じて、地域福祉活動の充実と向上に努めます。また、共同募金は、地域福祉活動の貴重な財源となることから、共同募金委員会との連携を図り、共同募金、歳末助け合い運動の趣旨啓蒙と募金活動等の事業への協力をします。

実 施 計 画	実 践 事 業 の 内 容	事 業 区 分	関 係 機 関	年 次 計 画				
				8	9	10	11	12
① 共同募金委員会事務局の運営	共同募金委員会事務局の運営を担うことにより、共同募金、歳末助け合い運動の趣旨啓蒙と募金活動事業への協力をします。	単独	共 募	○	○	○	○	○
② 福祉団体に対する協力・支援	生きがいづくりや社会参加などに取り組む高齢者や障がい者等の団体、地域食堂、遺族会の団体活動を支援します。	共同	行 政 福祉団体	○	○	○	○	○

## 基本計画5 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

### 1 社会福祉協議会の基盤づくり

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織としての組織基盤の充実が必要なことから、安定運営に資する自主財源を確保するため、会員会費制度の理解促進と共同募金などの募金活動支援の強化を図るとともに、広報やホームページを通じて積極的な情報提供を行い、地域に理解され支持される社会福祉協議会づくりを推進します。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 社協の会費等確保による運営基盤づくり	社協活動推進のため、貴重な財源である行政区各戸・特別会員の会費等を確保できるよう、社協の活動内容の周知に努めます。	単独	町内会	○	○	○	○	○
② 共同募金委員会との連携による共同募金制度の理解促進	共同募金は、地域福祉を推進するうえで貴重な財源であることから、共同募金委員会と連携し、共同募金制度の理解促進に努めます。	単独	共募	○	○	○	○	○
③ 中長期的な財政計画の検討と実践計画の推進	社協の基盤づくりを進めるため、中長期的な財政計画の検討と公費財源の確保を図り、安定的な財政運営を図ります。また、実践計画に沿った財源活用を推進します。	単独	行政	○	○	○	○	○
④ 広報等による普及・啓発	広報誌「社協だより」・ホームページの充実強化により、地域住民の社協への理解を深めます。また、SNSを活用し、社協事業の敏速な掲載を行い、社協活動の理解促進、情報提供を進めます。	単独		○	○	○	○	○
⑤ 評価と分析	地域福祉実践計画の達成状況の評価や計画修正等の検討を評価委員会にて実施します。	単独	行政	○	○	○	○	○

### 2 町・関係機関との連携

福祉に対する住民ニーズが多様化し、公的福祉だけでは解決が難しくなってきていく

ます。住民同士が協力し、地域で支え合い、様々な課題に取り組んでいくことが重要となります。地域の様々な課題を解決し、活力ある福祉のまちづくりのため、行政や関係機関・団体との連携を深めます。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 行政との連携	町理事者と社協三役の懇談会を開催し、地域福祉を進める町と社協の役割や推進方策などについて、相互理解を深めるとともに、行政担当課部局との連携をより密にし、地域福祉の推進を図ります。	単独	行政	○	○	○	○	○
② 関係機関や団体との連携	福祉団体や福祉サービスを担う関係機関との連携を強化し、懇談会等の開催を行い、共通理解を深めます。	単独	福祉団体 福祉事業者	○	○	○	○	○

### 3 組織と役職員の資質向上

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核組織として、その公共的・公益的使命を發揮し、地域の組織や団体と連携して福祉のまちづくりを進める社会福祉法人として、行政はもとより、地域住民、関係機関・団体からも信頼を得て、期待される社会的責任を果たすことが求められており、法令遵守や組織統制、説明責任などを基礎として、地域に信頼される社協づくりを目指します。

実施計画	実践事業の内容	事業区分	関係機関	年次計画				
				8	9	10	11	12
① 役員会等の開催 ○理事会・評議員会の開催	理事会において社協の業務の決定を行い、評議員会は議決機関としての役割を担います。また、隨時、体制に席する検証・検討を行います。	単独		○	○	○	○	○
○正副会長会議の開催	会長・副会長・事務局による定期的な正副会長会議を開催し、共通理解を深めます。	単独		○	○	○	○	○
○部会・委員会の開催	理事の担当（各部会・委員会）及び正副会長の役割分担を明確にし、理事の執行部としての機能強化に務めます。また、委員会・部会のあり方の検討や見直しを行い	単独		○	○	○	○	○

	ます。								
○監査の実施	新会計基準に基づき、定期的な監査（外部監査・内部監査）を実施します。	単独		○	○	○	○	○	
② 役職員の計画的な研修会参加	役員を対象とした内部研修の実施や情報交換の場の設定のほか、外部研修等への参加を行います。また、職員の資質向上と意識改革のため、研修等への積極的参加を促進します。	単独		○	○	○	○	○	
③ 事務局体制の充実	業務量に応じた職員配置を図ります。また、効率的な事務処理を行うため、定期的な事務事業評価や事務分掌の見直しを行います。	単独		○	○	○	○	○	
④ 職員の情報共有と資質向上	職員会議を定期的に開催し、各担当の情報共有を行います。職員の専門性を高め、質の高いサービスが提供できるよう、資格取得を促進します。また、職員の採用にあたっては、専門職の採用に努めます。	単独		○	○	○	○	○	

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制の概要

この計画に盛り込まれた施策を計画的に推進していくためには、上士幌町をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、福祉施設、民生委員児童委員協議会、町内会など、町内のあらゆる関係機関・団体と連携・協働を図りながら実施していきます。

計画の進行管理にあっては、計画・実施・評価及び改善を取り入れ、計画の進行管理を行います。

### 2 計画の周知

この計画を広く町民に周知し、社会福祉協議会事業の理解促進を図るため、ホームページや社協だよりで計画の公表を行います。

### 3 計画の進行管理と評価

この計画の進行管理にあたっては、計画・実施・評価及び改善により事業を展開し、その実施状況を把握したうえで結果を分析し、事業の評価を行います。その結果、明らかになった課題については解決に向けた見直しをする必要が出てきます。

地域における課題や住民の福祉ニーズは、時間とともに変化しており、事業を実施する中で課題やニーズが生まれてくることもありますので、計画は定期的に評価・見直しをすることが求められます。

そのため、毎年、年度の早い時期に事業の評価を行い、新たな事業の実施や事業の拡充が必要となった場合には、事業の企画立案検討を行い、次年度計画や予算に反映をしていきます。